

廃棄物の分類（産業廃棄物と一般廃棄物の違い）

平素お世話になります。

リサイクルクリーン市川です。今回は廃棄物の分類についてになります。

産業廃棄物

一般的にゴミと呼ばれる廃棄物には、大きく分けて「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2種類があります。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で定義された20種類の廃棄物のことです。

代表的なものでは、石炭がらや焼却炉の残灰などの「燃えがら」、鉱物性油や動植物性油などの「廃油」、鉄鋼または非鉄金属の破片や研磨くずなどの「金属くず」などが挙げられます。

また産業廃棄物の中でも、爆発性や毒性があり人々の生活に危険を及ぼすものについては「特別管理産業廃棄物」と呼ばれ、その扱いは特に注意しなければなりません。

ちなみに、産業廃棄物には量に関する規定がないため、排出量のごく少量であったとしても産業廃棄物として認定されます。例えば個人事業者のように事業規模が小さく、排出する廃棄物が極めて微量であったとしても、産業廃棄物としてしっかりと対応・処理していかなければなりません。

一般廃棄物

一般廃棄物とは、上記で解説した産業廃棄物以外の廃棄物のことです。さらに一般廃棄物は、事業活動によって生じる「事業系一般廃棄物」と、一般家庭の日常生活から生じる「家庭系一般廃棄物」、さらに爆発性や毒性を持った「特別管理一般廃棄物」の3種類に細分化されます。

産業廃棄物の種類を大きく「あらゆる事業活動に伴うもの」と「排出する業種が限定されるもの」に分けられます。これにより、例えば製紙工場から排出される紙くずは「産業廃棄物」になりますが、飲食店などから排出される紙くずは「一般廃棄物」となるなど、業種によって廃棄物の扱いが変わるケースも出てくるため注意しましょう。

弊社は一般廃棄物の運搬、産業廃棄物の収集運搬処分を適正に取り扱っています。廃棄物の分類にお困りになりましたら一度ご連絡ください。今後ともよろしく願いいたします。